

非許対策電話機

補助金嶋始まりました!



対象者

- ●市内在住で申請年度末に満65歳以上の方または、 その方が属する世帯の構成員
- ●市税の滞納がない方
- ●その他 条件有り(詳細は市HPや申請書裏面をご参照ください)

対象装置

令和4年10月1日以降に<u>市内の店舗</u>から購入した<u>新品</u>の

- ア自動応答録音装置(固定電話機に接続する外付けのもの)
- **♂自動着信拒否装置**(固定電話機に接続する外付けのもの)
- ○家庭用の固定電話機(自動応答録音装置、自動着信拒否装置のいずれ かの機能が内蔵されているもの)

補助金額

- ●対象装置の購入費(消費税含む)の2分の1
 - ※ポイント等を使用し購入した場合は、補助金額が減額となります
- ●補助上限 7,000 円、100 円未満切捨て

必要書類

- □ 1申請書兼実績報告書
- □ ②補助金交付請求書
- □ 3通帳等のコピー(申請者名義のもの)
- □ 4領収書のコピー(申請者の氏名、購入装置の品番が分かるもの)
- □ 5 購入装置のカタログのコピー(特殊詐欺対策装置としての機能、品番 が分かるもの)

(1)申請書の入手 ●市役所2階 危機管理課窓口、市公式ウェブサイトで入手してください。



(2)装置の購入

- ●購入の際、対象商品であるかを確認してください。
- ●全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品を参考としてください。
- ●領収書を発行してもらってください。
- ※全ての装置が対象となるわけではありません。

- (3)申請書の提出 ●購入後30日以内に申請してください。ただし、3月中に購入した場合は 3月31日までに申請してください。
 - ●上記の「必要書類」を市役所2階 危機管理課窓口に提出してください。

【問合先】 西尾市役所 危機管理課 直通65-2196

申請 の流 ħ.